

令和3年第3回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年3月29日（月） 午後3時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第3回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
（農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局5名）
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	○	17	菊知 亮	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○			
							出席	19名
							欠席	0名
							計	19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	欠
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○			
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○			
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○			
							出席	8名
							欠席	1名
							計	9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長	5	長谷川主査
2	出戸事務局長補佐	4	松本主査		
					計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第3回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に令和3年度金沢市農林水産局重点施策について説明していただきます。</p>
	(長谷農林水産局長挨拶) (各課長説明) (質疑応答)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介) (農林水産局幹部退出)</p>
事務局長	<p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、五坊委員と、奥村委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、</p>

	<p>お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、前回の令和3年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第2回総会議決事項事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請11件については、2月25日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請5件については、番号1から番号3まで及び番号5を2月26日付け、番号4を3月15日付けで石川県知事あてに送付し、3月16日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願1件については、2月25日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、3月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページです。</p> <p>今回、川北地区から1件、森本地区から2件、大徳地区から4件、二塚地区から3件、計10件の申請がありました。</p> <p>番号1は大浦町、番号2は宮野町、番号3は利屋町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号4は木曳野、金石、番号5は桂町、番号6は無量寺、番号7は普正寺町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>番号8は二塚町の案件で、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。</p> <p>番号9は稚日野町、番号10は専光寺町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、10件で、面積は15,786.8㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページから6ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、金城地区、内川地区、犀川地区から各1件、森本地区から4件、計7件の申請がありました。</p> <p>番号1は、長坂町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、4月下旬に農振除外の予定です。農振除外後の農地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と判断されますが、隣接する病院施設用地の拡張であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は小原町の案件で、賃貸借権の設定を伴う産業廃棄物施設用地への転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、4月下旬に農振除外の予定です。農振除外後の農地の区分は、申請農地が土地改良事業の対象となっていたことから第1種農地と判断されますが、既存の産業廃棄物施設の拡張であることから許可相当であると考えます。</p> <p>また、30a以上の農地の転用申請であることから、石川県農業会議に意見を求めることになります。</p> <p>番号3は上辰巳町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、4月下旬に農振除外の予定です。農振除外後の農地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の広がり10</p>

ha 未満であることから第2種農地と判断されますが、譲受人が営む建設会社の業務拠点へ向かうための従業員駐車場であり、立地に代替性がないことが確認されていますので許可相当であると考えます。

番号4は今町の案件です。使用貸借権の設定を伴う分家住宅への転用申請です。農地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、分家住宅で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

番号5は南森本町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。農地の区分は、農用地区域内農地ですが、4月下旬に農振除外の予定です。農振除外後の農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ500m以内に高等学校と小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。

番号6・番号7は利屋町の案件です。所有権の移転を伴う車庫兼農機具格納庫と駐車場への転用申請です。農地の区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の広がりがあることから第2種農地と判断されますが、共に申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。

また、現地は既に車庫兼農機具格納庫と駐車場として使用されていることから始末書が提出されています。

以上、7件で、面積は6,977㎡です。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

太平副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、五坊委員から調査結果をご報告願います。

五坊委員

3月22日、現地調査を行い、申請書のとおりであること

	を確認したので、ご報告いたします。
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質疑なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページです。お手元の地図の7ページと併せてご覧ください。</p> <p>金城及び内川地区にまたがる1件の申請がありました。</p> <p>先ほど議案第2号の番号2でご説明しました産業廃棄物施設の拡張に伴う事業計画の変更申請です。</p> <p>当該施設用地には当初農地が含まれていたため平成28年7月11日付けで農地転用の許可を受け、これまで産業廃棄物の埋め立てが行われてきましたが、埋め立て可能な残余量の減少が当初計画よりも早く、今後数年のうちに容量が足りなくなる見込みとなったため申請があったものです。</p> <p>当初の事業目的を達成するために施設用地の増設は必要かつ緊急性があること、また、変更後の事業計画の実施も確実であり、周辺農地への影響も少ないことから変更を認めることが相当であると考えます。</p>

	以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質疑なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第3号 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定については、原案のとおりに変更を認めることが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
太平副会長	ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおりに変更を認めることが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は8ページです。 今回の申請は1件で、申請面積は5,682㎡です。 現地の状況につきましては、3月3日に井口会長と事務局職員1名の計2名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて申請どおり耕作されていることを確認しました。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)

<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は9ページです。今回、内川地区から2件の申請がありました。</p> <p>いずれも小原町の案件で、中山間地域にある農地が長期間の不耕作により山林化し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、3月11日、井口会長に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、2件で面積は611.00㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は10ページから20ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号12の12</p>

	<p>件の申し出がありました。</p> <p>いずれも賃貸借権の設定で、契約期間が10年の新規設定のものが1件、10年の再設定のものが1件、5年の再設定のものが8件、1年の再設定のものが2件です。面積は合計64,718㎡です。</p> <p>また、利用権貸借の機構分について、番号1から番号4の4件の申し出がありました。</p> <p>賃貸借権を設定するものは、契約期間が10年のものが1件、9年のものが1件、7年のものが1件でいずれも新規設定です。</p> <p>使用貸借権を設定するものは、契約期間が13年5か月の新規設定のものが1件です。面積は合計11,450㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑応答後)</p>
太平副会長	<p>ほかに質問等がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規</p>

	<p>定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は 21 ページから 31 ページです。</p> <p>届出件数は、第 4 条が 7 件で、面積は合計 2,812 m²、第 5 条が 28 件で、面積は合計 12,313.22 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、報告いたします。議案書は 32 ページから 34 ページです。</p> <p>届出件数は 5 件で、解約理由は、転用目的によるものが 1 件、貸借面積変更のためが 1 件、自作のためが 3 件で、面積は 5,484 m²です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告いたします。議案書は 35 ページから 36 ページです。</p> <p>届出件数は 5 件で、面積は合計 2,730 m²、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理</p>

	<p>事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は 37 ページから 39 ページです。</p> <p>権利設定に関しては、大徳地区と安原地区で 5 件あり、面積は合計 14,828 m²です。新規賃貸借権の設定が 3 件、新規使用貸借権の設定が 2 件で、契約期間はいずれも 10 年です。</p> <p>権利移転に関しては、安原地区で 3 件あり、面積は合計 6,166 m²です。使用貸借権の設定後の権利の移転が 1 件、賃貸借権の設定後の権利の移転が 2 件で、残存期間は記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項にまいります。</p> <p>この件について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、3 月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>

各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。